

「境界争いに関する文書を読む」解説

1 資料について

(1) 宇野家について

- ・宇野氏が名主役に就任した時期は明らかではないが、日根野氏が徳川氏より慶長7年(1602)に榛沢郡北根、長在家、柏合(それぞれ現深谷市)、常陸の国信太郡(現茨城県土浦市)に所領を与えられた当時と考えられる。
- ・宇野氏は北根村の名主役を代々世襲し、後に、名主の他に郷代官を兼ねるようになった。郷代官とは旗本地頭所から出される下達文書の類を管下の名主役に伝え、逆に各村の上申文書を地頭書に取り次いだ。職務の報酬として、給米や諸役の免除、名字帯刀はもちろん武士の格式が与えられた。郷代官になった時期は不詳であるが、代官の役所が延享中(1744~47)に建造されたことからその時期ではないだろうかと推察される。ただし、郷代官に関する現存資料としては天明2年(1782)のものが最初である。

(2) 宇野家文書

宇野家の文書は総点数3040点である。このうち近世前期の以前のもものは8点(内1点は写、1点は典籍)あり、同家文書の特色の1つになっている。名主であるので年貢に関するものが多い。今回扱う境界争いのものは9点にもものぼる。

(3) 文書の大意

武蔵国北根村と長田村(現在の深谷市花園)の野境の訴えがあった。双方から差し上げた絵図と訴状を吟味し実地見聞したところ、両村が主張している境目が明確ではなかった。争いになった野は入会地として、これからお互いに田や畑など開発したり、植林したりしてはいけない。今後、双方へ証拠として書き付けを送るが違反があったものは処罰するという内容。

(4) 語句の解説

穿鑿…深く考える。吟味する

間敷…打消、推量、仮定の助動詞

自今…今からのち。以後。

入相(入会、入合、入逢)…一定の地域の住民が一定の山林原野などに立ち入り、薪、秣、などの採取の利を得ること

違背…命令・規則・約束などに背くこと。違反。

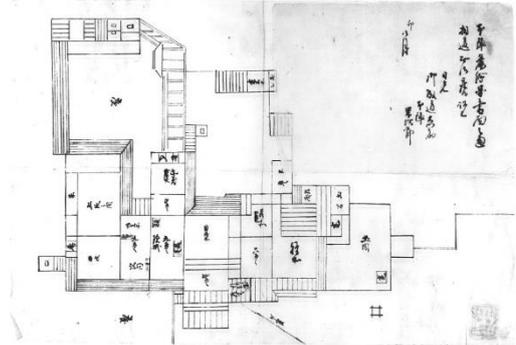
急度…必ず

曲事(くせごと、きょくじ)…法に背いたものを処罰すること

2 資料について

(1) 会田家について

- ・会田家の出自は、由緒書によれば永禄年間には小田原北条氏に属して大門（現・さいたま市緑区）に居住していたとする。北条氏の家臣を列挙した「小田原衆所領役帳」には「会田中務丞」が登場する。
- ・初代平左衛門俊明は、大門村の名主を務めるとともに寛永3年（1626）には紀州徳川家から鳥見役を仰せ付けられ、以降、会田家は徳川綱吉の時代に一時休止はあるものの幕末まで鳥見役を世襲した。また、二代俊久の代にはいと当時の代官伊奈半左衛門から本陣、問屋役を命ぜられて同職を勤めるようになった。
- ・江戸時代には、街道の宿場には大名、公家・親王らが通行する際の宿泊・休憩所として、名主などの有力者から選ばれて「本陣」および「脇本陣」が設置された。日光御成道の宿場であった大門宿には本陣・脇本陣1軒ずつが置かれ、本陣は街道を挟んで東側に元禄7年（1694）に建設された。本陣はおよそ111坪、西側の脇本陣は建坪68坪の広さを誇った。
- ・現在も大門に残る会田家本陣表門は「大門宿本陣表門」として埼玉県指定史跡。



【大門宿本陣表門】

【会田家文書No.1926 [大門宿本陣籠絵図]】

会田家歴代

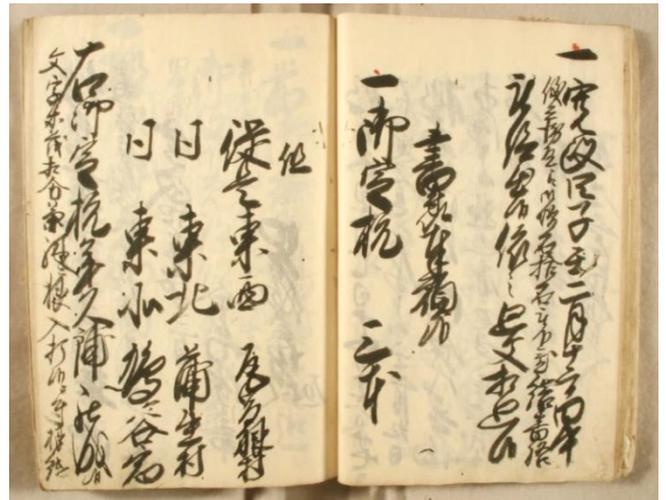
名前	通称	名前	通称
①会田俊明	平左衛門	⑤会田俊恒	孫四郎
②会田俊久	兵庫	⑥会田俊盈	平左衛門
③会田俊茂	丈左衛門	⑦会田俊隠	栄次郎
④会田俊寿	平左衛門	⑧会田明俊	

(2) 会田家文書

- ・県立文書館収蔵の会田家文書は、村方史料・宿駅史料・鳥見史料から成り、総数は7,725点。さいたま市指定文化財。

- 江戸初期のものはわずかで、大部分が享保期（1716～36）以降。日光御成道の宿場であった大門宿や、現在のさいたま市一帯に置かれていた紀伊徳川家の鷹場の様相を知ることができる貴重な文書群。
- 会田家に関する資料としては「先祖書」、「由緒書」など系図関係の資料が多く残されている。このほか、会田家が携わった約200年に渡る公私の出来事を書き留めた『会田落穂集』は著名。

【会田家文書No.1123「御鷹場記録」】⇒



(3) 文書の大意

武州の足立郡の下野田村と大門町の争いを調査したところ、綾瀬川端にある芝間については下野田村の主張によると馬草場に使っていたと知っているが証拠がない。大門町の者が知っている境目は、双方の畑を境にはっきりいうように見え、その上、論所の前に位置している水除土手は大門町の人が普請し、土手の上の柳木を境に区切って、大門町の人切取していると主張している。

いずれにせよ、大門町の人理屈が合っているので、下野田村の者は境を越えて入ってくるはいけない。後の証拠として、絵図に境の線を引き印判を加えて双方に渡すので以上のことを違反してはいけない。

(4) 語句の解説

- ・糾明…罪や不正を糾問し、真相を明らかにすること。
- ・理運…道理にかなっていること。正当であること
- ・向後…これからのち。今後。
- ・後鑑…後の証として
- ・水除…水を防ぐために設けてあるもの。堤防の類
- ・違失…しくじり、過失